

司法修習生に対する給付型の経済的支援を求める会長声明

1 平成23年11月、司法修習生に対する給費制が廃止された。

これに伴い、修習期間中に費用が必要な修習生に対して、修習資金が貸与されることとなった。その結果、修習資金の貸与金の平均債務額は300万円超に及んでいる。また、修習生のなかには大学や法科大学院などにおける奨学金債務を負う者も多い。そのため、修習生の多くは、法曹になるに当たり、多額の負債を抱えざるを得ない状況にある。近時、法曹志願者が激減しているが、このような重い経済的負担が、その一因であると指摘されている。

法曹の養成は、単なる個人的資格の取得の問題ではなく、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する「公共財」としての人材を養成し、ひいては司法制度基盤を確立できるかという法治国家の根本にかかる問題である。経済的事情によって法曹への途が閉ざされる事態が続けば、法曹養成に支障を来たし、司法制度基盤が崩れ、法治国家の根本が脅かされることとなる。

2 当初、給費制を廃止する理由として、「給費制は国民の理解を得られない」との点が挙げられていた。

しかし、2013（平成25年）4月から5月にかけて実施された法曹養成制度検討会議の「中間とりまとめ」に対するパブリック・コメントにおいて、司法修習費用の給費制を復活させるよう求める趣旨の意見が数多く寄せられた。

また、平成25年10月21日から平成26年2月28日の間に実施された「司法修習生に対する給費の実現と充実した司法修習を求める団体署名」においても、全国で1442の団体及び714の個人から賛同署名が寄せられた。

さらに、国会議員からも、司法修習生への給付型の経済的支援について多くの賛同メッセージが寄せられており、先日、同賛同メッセージの総数が、全議員数の過半数である359名を超えた。

このように、「給費制は国民の理解を得られない」との理由が誤りであることが明らかとなっている。

3 本年6月30日には、政府の法曹養成制度改革推進会議が決定した「法曹養成制度改革の更なる推進について」において、「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」とされた。これは、司法修習生に対する経済的支援に関する従前の取組みの成果であり、必ずしも貸与制を前提としているという意味で、今後の指針となるべきものと評価できる。

4 そこで、当会は、引き続き司法修習生に対する給付型の経済的支援について、御賛同・御支援いただいた市民や団体の方々、御賛同いただいた国会議員各位に対して感謝の意を表するとともに、これらの賛同を踏まえ、国に対し、給付型の経済的支援を速やかに実現するよう求めるものである。

2016（平成28）年1月20日

釧路弁護士会

会長 阪口 剛